

西蒲民商ニュース

2022年 3月28日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

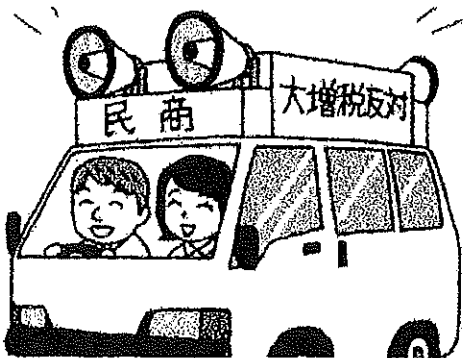
まん延防止対策解除！

全ての中小業者に補

償を！

「2月の売上が数万円にしかない」（研磨）
「まん延防止対策が解除されたがお客が戻ってこない」等、中小業者は大変な状態です。
県・市の第6期飲食店対策や事業復活資金では営業が続けられない状態です。
民商・全商連は、政府に対して次の要求をしています。

- ① 事業復活資金やそれと同等の給付金を創設し、直ちに実施すること
- ② 緊急に消費税を5%に減税すること
免税業者の排除につながるインボイス制度（税額表発行制度）を廃止すること
- ③ 飲食店だけでなく、全ての中小業者に事業継続資金等を創設し、実施すること。



平和でこそ商売繁盛

*ロシアのウクライナ侵略をやめさせよう。
*戦争に反対し、憲法9条を守りましょう。

事業復活支援金の申請

- 法人最大100万円（売上1億以下）
- 個人最大50万円を給付
- 行政書士、銀行等の事前確認が必要になります。

申請ID、姓、氏名、生年月日 帳簿等

給付の条件

2021年～2022年

11、12、1、2、3月のいずれかの売上が下記より50%以上、又は30%以上50%未満減少業者

*2018年～2019年（11～3月売上）

*2019年～2020年（11～3月売上）

*2020年～2021年（11～3月売上）

【確定申告後の注意点】

◎収支内訳書について

1984年に法定化されましたが「中小業者の過大な負担にならないようにする」との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利益はありません。納税者が毎日の記帳を収支内訳書に反映させることも大事です。収支内訳書の提出は納税者の判断で行いましょう。

◎税務調査について

申告後に税務署は、納税者に対して調査を行う場合があります。税務調査は、

- ① 事前通知前通知②調査の税目
- ③ 調査年度④理由等10項目を納税者に通知する必要があります。税務調査が あつたら役員や民商に連絡をお願いします。

◎納税期限

- 所得税は3月15日、振替4月21日
- 消費税は3月31日、振替、4月26日。遅れると延滞税がかかる場合もあります。

